

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和5年4月19日(水)
午後1時10分～
函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

- 議案第35号 函南町放課後子どもプラン運営委員の委嘱について
- 議案第36号 函南町立図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第37号 函南町社会教育委員会委員の委嘱について
- 議案第38号 函南町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第39号 函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会委員の委嘱について
- 議案第40号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 議案第41号 函南町立小中学校の主任等の任命について

5 報 告

- 報告第4号 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について
- 報告第5号 函南町就学支援委員会委員の委嘱について
- 報告第6号 指定校変更の承諾について
- 報告第7号 スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱の一部改正について

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア WaRauかなみ

イ 令和5年度 日本大学国際関係学部上期市民公開講座

(2) 次回委員会開催予定

定例会 令和5年5月25日(木) 13:10～ 函南町役場 3階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和5年4月19日（水）

月日	曜日	内 容
3月17日	金	・子ども子育て会議（19：00～）
3月20日	月	・課長等連絡会議（8：40～） ・企画会議（9：00～）
3月22日	水	・教育支援センター運営会議（11：00～）
3月23日	木	・スポーツ推進審議会（13：00～）
3月24日	金	・新規採用県教育職員引き渡し式①（9：00～） ・文化財保護審議会（13：30～）
3月25日	土	・かなみ女性の会総会（13：00～）
3月26日	日	・函南町消防団入退団式（10：00～）
3月27日	月	・函南町社会教育委員会（14：00～）
3月29日	水	・新規採用県教育職員引き渡し式②（10：00～） ・かなみ仏の里美術館運営審議会（14：00～）
3月31日	金	・辞令交付式（16：00～） ・送別式（16：30～）
4月2日	日	・函南町文化協会総会（9：30～）
4月3日	月	・辞令交付式（8：00～） ・教育委員会辞令交付式（8：30～） ・臨時企画会議（9：00～） ・函南町県費負担教育職員初任者研修会（10：40～） ・県費負担教育職員着任あいさつ（各校）（13：00～随時 4/4も同様）
4月4日	火	・園長校長会（15：00～） ・臨時校長会（16：00～）
4月5日	水	・静岡県市町教育委員会教育長会（14：00～）
4月6日	木	・三島警察署管内防犯グッズ贈呈式（14：00～）
4月10日	月	・通信指導教室担当者研修会（13：00～） ・姉妹都市カーマン市市議表敬訪問（13：30～）
4月11日	火	・静東教育事務所管内市町教育委員会教育長会（13：00～） ・地区推進委員長連絡会（19：00～）
4月13日	木	・町内校長会（13：00～） ・スポーツ推進委員会定例会・委嘱式（19：30～）
4月14日	金	・あいさつ運動（7：20～） ・区長会（19：00～）
4月16日	日	・木立キャンプ場環境整備活動（9：00～）
4月17日	月	・課長等連絡会議（8：35～） ・企画会議（9：00～） ・町内教頭研修会（14：00～） ・特別支援教育コーディネーター研修会（15：00～）
4月18日	火	・中学校校長・教頭会（16：30～） ・函南町高等学校PTA連絡協議会（19：00～）
4月19日	水	・函南町教育委員会（13：10～）

議案第 35 号

函南町放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について

函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱（平成 21 年函南町教育委員会告示第 2 号）の規定により、別紙の者を函南町放課後子どもプラン運営委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 4 月 19 日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和 5 年 3 月 31 日を以て満了となったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

○函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

平成21年4月1日教委告示第2号

函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化や核家族化の進行など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図ることを目的とした、放課後子どもプラン推進事業の一体的又は連携した円滑な運営を図るため、函南町放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 放課後子どもプラン推進事業の円滑な推進のための会議
- (2) 放課後子どもプラン推進事業の各種事業に関する調査活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放課後子どもプラン推進事業の運営に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学校関係者
- (2) 留守家庭児童保育所関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) PTA関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は、函南町教育委員会が委嘱する。

(運営委員会の委員の任期)

第4条 運営委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会は、年間を通じて定期的に開催するよう努めるものとする。

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

議案第36号

函南町立図書館協議会委員の委嘱について

函南町立図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号）第15条により、別紙の者を町立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和5年4月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和5年3月31日を以て満了となったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで。

○函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例

平成24年12月11日条例第16号

函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び第16条の規定に基づき、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子どもからお年寄りまでの幅広い世代の町民が集い、町民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するとともに、子育て等を通して、町民相互の交流を促進することにより、健やかで生きがいあふれる地域社会の形成に資するため、函南町図書館等複合施設（以下「複合施設」という。）を函南町上沢107番地の1に設置する。

(構成)

第3条 複合施設は、次の施設をもって構成する。

- (1) 函南町立図書館
- (2) 函南町子育てふれあい・地域交流センター

(職員)

第4条 複合施設に施設長その他必要な職員を置く。

(入館又は利用の制限)

第5条 施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、複合施設への入館を制限し、又はその利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 複合施設の施設、附属設備、備品、図書資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 複合施設の管理及び運営において支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるとき。

(使用の承認)

第6条 複合施設の多目的室、研修室、ギャラリーコーナー及びパティオを使用しようとする者は、

あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第7条 町長は、前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、その使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条各号に掲げる事由が生じたとき。

(3) 前条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により、使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたことによって、使用者に損害が生じて、町はその賠償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第9条 町長は、公益上特に必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由によって、使用ができなくなったとき。

(2) 規則で定める期限までに使用の中止又は使用内容の変更の申出があり、町長がこれを承認したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別の設備等の制限)

第12条 使用者は、複合施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ施設長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、複合施設の使用を終了したとき、又は第7条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに施設、附属設備、備品等を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 施設、附属設備、備品、図書資料等を損傷し、若しくは滅失し、又は前条に規定する原状回復の義務を怠った者は、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(図書館協議会)

第15条 図書館法第14条第1項の規定により、函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、7人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営審議会)

第16条 函南町子育てふれあい・地域交流センターを適正かつ合理的な運営に資するため、函南町子育てふれあい・地域交流センター運営審議会を置くことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。ただし、函南町立図書館の組織及び管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 37 号

函南町社会教育委員の委嘱について

函南町社会教育委員条例（昭和 35 年函南町条例第 2 号）の規定により、別紙の者を函南町社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 4 月 19 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和 5 年 4 月 30 日を以て満了となるため、また任期中途の委員より辞任届の提出があったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで。なお、任期中途の委員の後任については、前委員の任期満了日である令和 6 年 4 月 30 日まで。

函南町社会教育委員条例（昭和35年1月22日条例第2号）

最終改正:平成26年2月17日条例第3号

改正内容:平成26年2月17日条例第3号 [平成26年4月1日]

○函南町社会教育委員条例

昭和35年1月22日条例第2号

改正

昭和40年3月23日条例第13号

昭和59年12月19日条例第19号

平成18年2月14日条例第1号

平成26年2月17日条例第3号

函南町社会教育委員条例

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により函南町に社会教育委員を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第2条 社会教育委員の定数は、15人以下とする。

第3条 社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情があると認められた場合は、その任期中でもこれを解嘱することができる。

第4条 社会教育委員は、その互選により委員長を定める。

2 委員長は、社会教育委員の事務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う。

第5条 委員長は、社会教育委員の会議を招集しその議長となる。

第6条 社会教育委員は、その案件を示して委員長に対し社会教育委員の会議を開くべきことを請求することができる。

第7条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し、必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、報酬については、昭和35年度から適用する。

2 函南町社会教育委員条例（昭和27年条例第24号）は廃止する。ただし、その規定により現に在任する委員は、残任期間中引続き在任するものとする。

附 則（昭和40年3月23日条例第13号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月19日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月17日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 38 号

函南町公民館運営審議会委員の委嘱について

函南町立公民館条例（平成元年函南町条例第 16 号）の規定により、別紙の者を函南町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 4 月 19 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和 5 年 4 月 30 日を以て満了となるため、また任期中途の委員より辞任届の提出があったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで。なお、任期中途の委員の後任については、前委員の任期満了日である令和 6 年 4 月 30 日まで。

函南町立公民館条例（平成元年6月29日条例第16号）

最終改正:平成25年6月26日条例第23号

改正内容:平成25年6月26日条例第23号 [平成25年10月1日]

○函南町立公民館条例

平成元年6月29日 条例第16号

改正

平成23年12月14日条例第26号
平成24年4月1日条例第26号
平成25年6月26日条例第23号

函南町立公民館条例

函南町立公民館条例(昭和61年函南町条例第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条の目的達成のため、法第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法第21条第1項の規定に基づき函南町に公民館を設置する。

2 前項の公民館の名称、位置及び設置区域は次のとおりとする。

名称	位置	設置区域
函南町立間宮地区公民館	静岡県田方郡函南町間宮838番地の1	間宮の区域

(分館の設置)

第3条 前条に定める公民館に分館を設置することができる。

(職員)

第4条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、非常勤とすることができる。

3 公民館職員の給与その他、身分取扱いに関しては法令に定めるもののほか、すべて函南町一般職の職員の例による。

(公民館運営審議会)

第5条 法第29条第1項の規定により、第2条に規定する公民館に函南町公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、15人以下で組織する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(使用の許可)

第6条 公民館を使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ公民館長(以下「館長」という。)の許可を受けなければならない。

2 館長は、重要かつ異例の使用については、教育委員会に諮り、その決定によらなければならない。

3 館長は、使用許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第7条 館長は、次の各号の一に該当するときは、これを許可しない。

(1) 公益、公安その他風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設を破損するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) その他、公民館の目的達成に支障があると認めるとき。

(入館の制限)

第8条 館長は、次の各号の一に該当する者には入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 伝染性疾患のある者又は他人に危害を及ぼし、迷惑をかけるおそれがあると認める者
 - (2) その他、管理上支障があると認める者
- (使用許可の取消等)

第9条 館長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例、又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件、又は指示に違反したとき。
- (3) 使用許可後において、第7条のいずれかの規定に該当することが判明したとき。

2 前項の取消し等により、生じた損害については館長はその責を負わない。

(使用権の譲渡禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備)

第11条 使用者は、特別の設備又は、装飾をするときは、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生ずる費用は、使用者の負担とする。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用が終わつたとき、又は第9条の規定により使用を中止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、公民館の建物、設備、備品、その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは館長の定める額により、その損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の函南町立公民館条例の規定により、既に使用の許可を受けている者については、なお、従前の例による。

附 則(平成23年12月14日条例第26号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月26日条例第23号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

議案第 39 号

函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会委員の委嘱について

函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会設置要綱（令和 2 年函南町教育委員会告示第 19 号）の規定により、別紙の者を函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 4 月 19 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員 1 名が人事異動により退任するため、その後任 1 名の委員委嘱について教育委員会の承認を求めるものです。

任期は、令和 5 年 4 月 20 日から令和 7 年 3 月 25 日まで。

○函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会設置要綱

令和2年12月18日教委告示第19号

函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、国指定史跡箱根旧街道の災害復旧整備に関し、必要な事項を調査、審議するため、函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、国指定史跡箱根旧街道の災害復旧整備に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから函南町教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 史跡地関係機関に属する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後及び委員の任期の満了後最初に開催される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

議案第40号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和5年度の要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和5年4月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第 41 号

函南町立小中学校の主任等の任命について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第18条の4から第21条及び静岡県公立小中学校初任者研修実施要領の規定により、別紙の者を主任等に任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和5年4月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和5年4月1日付け静岡県教育委員会の人事異動により主任等の辞令を発令するため、別紙の者を主任等に任命するものです。

報告第4号

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例（平成30年3月8日条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員に委嘱したので、教育委員会へ報告するものです。

令和5年4月19日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

前委員の任期が令和5年3月31日を以て満了となり、新たな委員に委嘱したので、教育委員会に報告するものです。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

報告第5号

函南町就学支援委員会委員の委嘱について

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町就学支援委員に委嘱したので、教育委員会へ報告するものです。

令和5年4月19日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

前委員の任期が令和5年3月31日を以て満了となり、新たな委員に委嘱したので、教育委員会に報告するものです。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

報告第6号

指定校変更の承諾について

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則別表3に基づき行った指定校変更の承諾について報告する。

令和5年4月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から指定校変更承諾願が提出され、入学期日に間に合わないため事務局にて指定校変更の承諾をした件について教育委員会に事後報告をするものです。

報告第7号

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱の一部改正について

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱（平成19年函南町教育委員会告示第4号）を一部改正したので、教育委員会に報告する。

令和5年4月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

優秀な成績を収めている選手に対して公平に、成績に準じて交付できるよう改正を行った。

施行期日は令和5年4月1日より。

函南町教育委員会告示第5号



スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱（平成19年函南町教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日



函南町教育長 久保田

改正前

第4 交付の条件

- (1) (略)
- (2) 同一の年度内において、同一の選手等に対し交付できる激励金の合計額は、10万円を限度とする。

(略)

別表

交付の対象		激励金の額
競技会の区分	出場資格	
1 国際	(1) (略)	1人当たり

改正後

第4 交付の条件

- (1) (略)
- (2) 同一の年度内において、同一の選手等に対し交付できる激励金の合計額は、10万円を限度とする。ただし、国際競技会に出場する場合に限り、20万円を限度とする。

(略)

別表

競技会の区分	交付の対象	激励金の額
1 国際競技会	(1) (略) (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチ	1人当たり 10万円

改正前		改正後	
競技会	(2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの		として当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする
2 全国 競技会	(1) 町内に在住する者で、国、都道府県又は指定競技団体が開催する全国競技会に、静岡県の子選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの	2 全国 競技会	(1) 町内に在住する者で、国、都道府県又は指定競技団体が開催する全国競技会に、静岡県の子選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする
3 地域 競技会	(1) 町内に在住する者で、指定	3 地域 競技会	(1) 町内に在住する者で、指定 競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する
	10万円		1人当たり 5千円
	1人当たり 1万円		
	1人当たり		

改正前		改正後
競技会	競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県を含む複数の都道府県を範囲として開催されるものに、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの	競技会であって、静岡県を含む複数の都道府県を範囲として開催されるものに、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする
4 静岡県競技会	(1) 町内に在住する者で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県全域を範囲として開催されるものに、地域の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に	4 静岡県競技会 (1) 町内に在住する者で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県全域を範囲として開催されるものに、地域の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に
	1人当たり 3千円	1人当たり 3千円

改正前	改正後
に、地域の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づき出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づき出場登録をしたもの	基づき出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づき出場登録をしたものなお、1名を上限とする

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の激励金から適用する。

○スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱

平成19年4月1日教委告示第4号

改正

平成27年2月26日教委告示第2号

令和4年4月28日教委告示第9号

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱

第1 趣旨

町長は、スポーツの振興を図るため、スポーツの競技会に出場するアマチュアの選手等に対し、予算の範囲内において、激励金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 交付の対象及び額

別表のとおりとする。

第3 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 競技会の開催要項の写し
- ウ 競技会へ出場することが確認できる書類
- エ その他町長が必要と認める書類

(2) 提出期限

競技会へ出場することが決定した日から当該競技会へ出場する日まで

第4 交付の条件

- (1) 学校教育活動の一環として競技会に出場するときは、激励金は交付しない。
- (2) 同一の年度内において、同一の選手等に対し交付できる激励金の合計額は、10万円を限度とする。ただし、国際競技会に出場する場合に限り、20万円を限度とする。
- (3) 同一の選手等が、同一の競技会において、複数の種目に出場した場合であっても、交付する激励金の額は、増額しない。
- (4) 同一の選手が、同一の競技会において、監督又はコーチを兼任して出場した場合であっても、交付する激励金の額は、増額しない。
- (5) 競技会に出場する選手等が未成年者であるときは、当該選手等の保護者が申請等の手続きを行うこと。

(6) 競技会が中止又は延期となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(7) 選手等が競技会に出場しなくなった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

第5 変更報告

(1) 提出書類 各1部

ア 変更報告書(様式第3号)

イ 変更の事実が確認できる書類

ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 提出期限

ア 競技会の中止又は延期の通知を受けた日から起算して10日を経過した日まで

イ 競技会に出場しなくなった日から起算して10日を経過した日まで

第6 結果報告

(1) 提出書類 各1部

ア 結果報告書(様式第4号)

イ 競技会へ出場したことが確認できる書類

ウ 競技会での成績が確認できる書類

エ その他町長が必要と認める書類

(2) 提出期限

競技会の終了の日から起算して20日を経過した日又は激励金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで

第7 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第5号)

(2) 提出期限

激励金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱の廃止)

2 スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱（昭和62年函南町教育委員会告示第3号）は、廃止する。

附 則（平成27年2月26日教委告示第2号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の激励金から適用する。

附 則（令和4年4月28日教委告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

交付の対象		激励金の額
競技会の区分	出場資格	
1 国際競技会	(1) 町内に在住する者で、財団法人日本体育協会、財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「指定競技団体」という。）の選考、推薦等により、国際競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする	1人当たり 10万円
2 全国競技会	(1) 町内に在住する者で、国、都道府県又は指定競技団体が開催する全国競技会に、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、<u>当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手</u> (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする	1人当たり 1万円

3 地域競技会	(1) 町内に在住する者で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県を含む複数の都道府県を範囲として開催されるものに、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする	1人当たり5千円
4 静岡県競技会	(1) 町内に在住する者で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県全域を範囲として開催されるものに、地域の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手 (2) 町内に在住する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする	1人当たり3千円

様式第1号
様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

スポーツ競技会出場選手等激励金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所
氏名

下記のスポーツ競技会に出場することとなったので、スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱の規定により、激励金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請

- (1) 交付申請金額 円
- (2) 選手の氏名
- (3) 選手の住所

2 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

スポーツ競技会出場選手等激励金の交付の決定について

第 号
年 月 日

氏 名 様

函南町長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあったスポーツ競技会出場選手等激励金の交付について、函南町補助金等交付規則第6条の規定に基づき、次のとおり決定します。

1 決定の内容

- (1) 金 額 円
- (2) 選手の氏名
- (3) 選手の住所

2 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

3 交付の条件

- (1) 競技会が中止又は延期となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 選手等が競技会に出場しなくなった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 函南町補助金等交付規則及びスポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱を遵守すること。

変 更 報 告 書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号により激励金の交付の決定を受けたスポーツ競技会について、下記のとおり変更事項がありますので、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更事項

2 申請事項

(1) 交付申請金額 円

(2) 選手の氏名

(3) 選手の住所

3 競技会の概要

(1) 競技会の名称

(2) 競技会の区分

(3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで

(4) 出場資格

(5) 競技種目

様式第4号
様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

結 果 報 告 書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号により激励金の交付の決定を受けたスポーツ競技
会が終了したので、関係書類を添えて結果を報告します。

1 結 果

- (1) 選手の氏名
- (2) 選手の住所
- (3) 結 果

2 競技会の概要

- (1) 競技会の名称
- (2) 競技会の区分
- (3) 競技会の開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 出場資格
- (5) 競技種目

様式第5号
様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により激励金の交付の確定を受けたスポーツ競技会出場選手等激励金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住所

氏名



口座振替先金融機関

金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
ふ り が な 口 座 名 義	

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和5年4月分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	WaRauかんなみ	WaRauマルシェ実行委員会 代表者 中野 雅登	令和5年10月7日(土)～2月25日(日) 道の駅伊豆ゲートウェイ函南	無料	有	有
2	令和5年度日本大学国際関係学部 上期市民公開講座	日本大学国際関係学部 学部長 渡邊 武一郎	令和5年6月7日(水)～6月28日(水) 日本大学国際関係学部 三島駅北口校舎	無料	有	有
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

2023年 3月 10日

函南町教育長 様

住 所 東京都立川市砂川町 2-37-2
シャンドポワール 201

申請者 氏 名 WaRau マルシェ実行委員会
事務局長 大石優貴

(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。
記

事業名	WaRau かなみ		
期 日	第1弾 2023年10/07(土)・10/09(月) 11:00~16:00 ハンドメイド展 第2弾 2023年12/23(土)12/24(日) 11:00~16:00 ハンドメイド展 第3弾 2024年02/24(土)02/25(日) 11:00~16:00 スプレーアートフェス ISM2023 共催		
会 場	道の駅伊豆ゲートウェイ函南		
主催者	団体名	WaRau マルシェ実行委員会	
	代表者	中野 雅登	
	所在地	静岡県富士宮市錦町 2-10 石川ビル 102	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	日本スプレーアート振興会
		後 援	函南町

裏面があります。

事業の対象 と 目的	新型コロナウイルス感染症の影響で、発表の場がなくなってしまった 地元パントマイ作家やステージ出演の機会を失った子供たちを応援するイ ベントです。 目的 ①函南町及び近隣で活動する団体の発表の場 ②かなみブランドを中心とした食の提供とPRの場として ③道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」に新たなイベントとして定着させることで 地元の方々にもより親しんでもらう		
事業内容	・キッズダンサーの元気なショーステージ ・素敵なハンドメイド作家さんのブース ・函南町食材を使用したキッチンカーグルメ		
申請理由	当該事業は函南町にある道の駅にて開催させていただくのでこのイベントを通 して伊豆を発信します。また地域住民により多くの参加が望めるように後援名 義をいただきたい次第です。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。



Withコロナ

W auかなみ 2023年度 企画書

主催: WaRauマルシェ実行委員会

後援: 函南町、函南町教育委員会

(※申請中)

運営補助: 合同会社Sow-en



名称: W Ra かなみ

新型コロナウイルスの影響で、発表の場がなくなってしまった
地元ハンドメイド作家やステージ出演の機会を失った子供たちを応援するイベントです。

コンセプト: 見て笑い、出て笑い、食べて笑う。

そんな風に誰もが笑顔になれるイベントを目標とします。

日程: 第1弾 2023年10/07(土)-10/09(月) 11:00~16:00 ハンドメイド展

第2弾 2023年12/23(土)12/24(日) 11:00~16:00 ハンドメイド展

第3弾 2024年02/24(土)02/25(日) 11:00~16:00 スプレーアートフェスISM2023共催

会場: 道の駅伊豆ゲートウェイ函南

静岡県田方郡函南町塚本887-1

目的

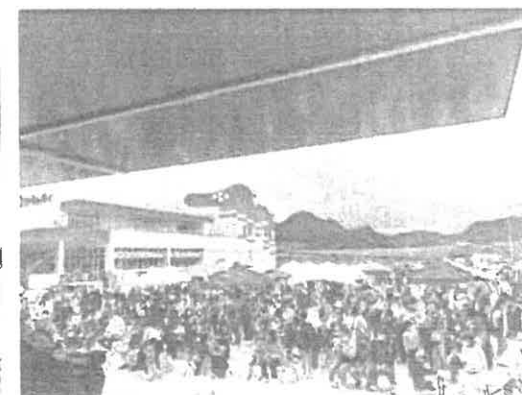
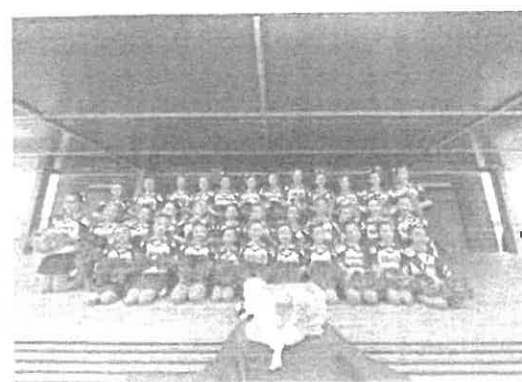
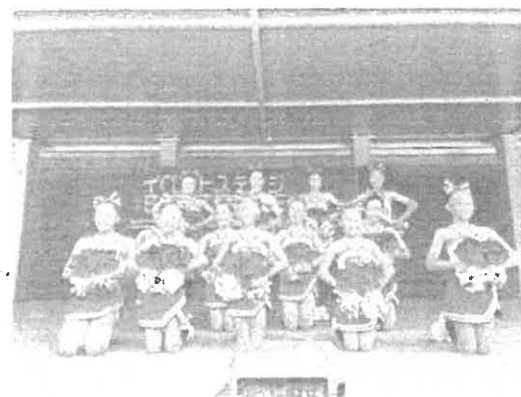
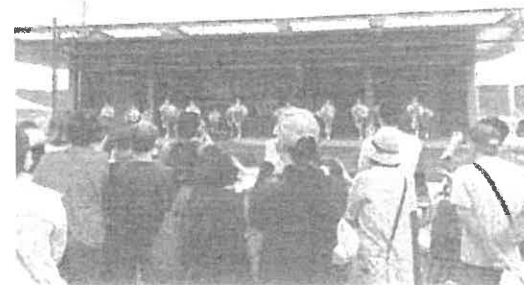
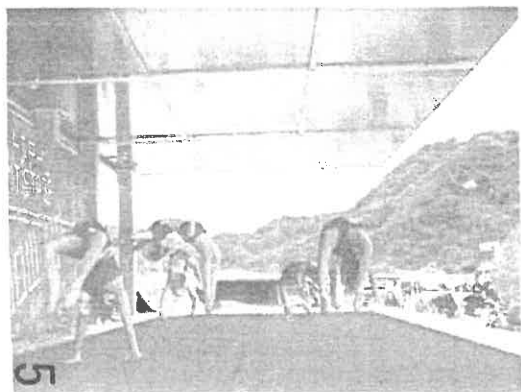
- ① 函南町及び近隣で活動する団体の発表の場
- ② かなみブランドを中心とした食の提供とPRの場として
- ③ 道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」に新たなイベントとして定着させることで地元の方々にもより親しんでもらう



イベントコンテンツ1

前回の様子

コミュニティ広場 函南町及び近隣で活動する団体ステージ



イベントコンテンツ2

前回の様子

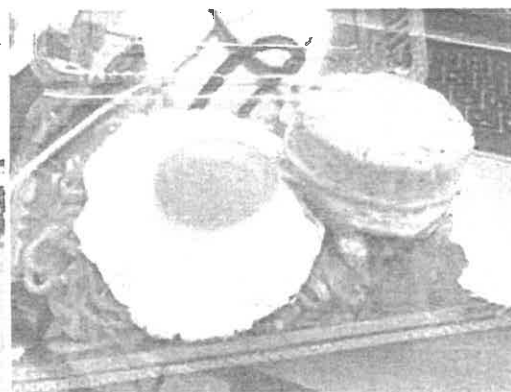
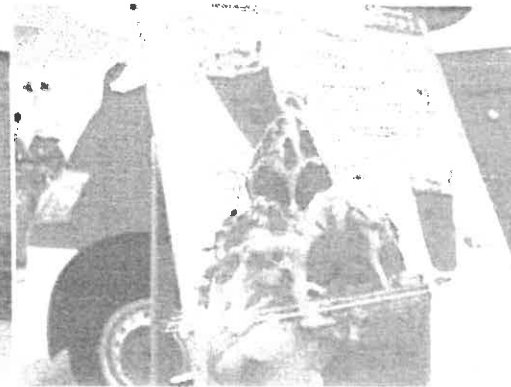
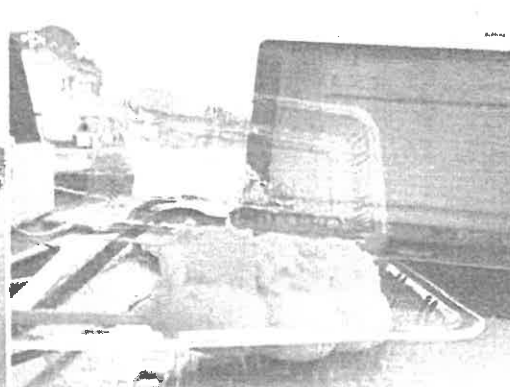
コミュニティ広場 地元のハンドメイド作家の作品販売



イベントコンテンツ3

コミュニティ広場 キッチンカーグルメ

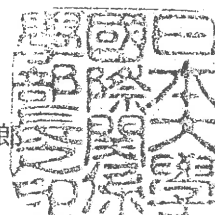
前回の様子



国研究公発第7-4号
令和5年3月20日

函南町教育委員会教育長 殿

日本大学国際関係学部長
申請者 渡邊 武一郎
〒411-8555
三島市文教町2丁目31番145号
電話(055)980-0808



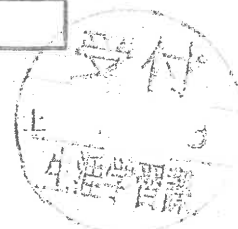
令和5年度日本大学国際関係学部上期市民公開講座の後援について(依頼)

下記により標記事業を開催するにあたり、貴職のご後援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

開催の趣旨 目 的	本学の教員及び外部講師による市民公開講座を開催し、地域住民との交流を深め、地域文化の向上に寄与するものとする。
名 称	令和5年度日本大学国際関係学部上期市民公開講座
団 体	日本大学国際関係学部・日本大学短期大学部(三島校舎) 日本大学国際関係学部生活科学研究所
主催所在地 代 表 者	〒411-8555 三島市文教町2丁目31番145号 日本大学国際関係学部長 渡邊 武一郎
開 催 日 時	自 令和5年6月7日(水)～至 令和5年6月28日(水) 午後6時15分～午後7時45分(日程は別紙、計4回)
会 場	日本大学国際関係学部 三島駅北口校舎 1階山田顕義ホール ※新型コロナウイルス感染症の状況により事前申し込みによる オンライン方式に変更し、開催する場合がある。
参 加 料	無 料
事業の内容	統一テーマ 「激動する社会で生き抜く～我々はどう対処すべきか～」 (詳細別紙添付)
そ の 他	しずおか県民カレッジ連携講座

以



令和5年度上期市民公開講座

統一テーマ 「激動する社会で生き抜く～我々はどう対処すべきか～」

開催日	講演者	演題
第1回 6月7日(水)	日本大学国際関係学部 准教授 小田 正規	「なぜ物価が上がるのか～新型コロナ・ウクライナ問題以前から始まっていた日本経済の構造変化～」
第2回 6月14日(水)	日本大学国際関係学部 教授 建 宮 努	「本業にもキャリア構築にも役立つ正しい副業の構築法について～激動の時代こそ必要な複数の収入の流れ～」
第3回 6月21日(水)	日本大学国際関係学部 教授 鈴木 和 信	「生態系を活用した防災・減災の国際協力～自然災害リスクの増大への対応～」
第4回 6月28日(水)	日本大学理工学部 准教授 中 村 文 紀	「DXで応える「個」のニーズ～Society 5.0に向かって暮らしはどう変化しているか～」

- ・時 間 18時15分～19時45分
- ・定 員 400名
- ・受講料 無料
- ・会 場 三島駅北口校舎1階大教室
- ・申込資格 参加自由

※新型コロナウイルス感染症の状況次第によってはオンライン形式で開催予定

主 催 日本大学国際関係学部 日本大学短期大学部（三島校舎）
日本大学国際関係学部生活科学研究所

後 援 三島市
(予 定) 三島市教育委員会 裾野市教育委員会 清水町教育委員会
長泉町教育委員会 函南町教育委員会
しずおか県民カレッジ連携講座

以 上